

議案第68号

城陽市総合運動公園レクリエーションゾーン・宿泊施設アイリスイン城陽・宿泊施設プラムイン城陽等の指定管理者の指定について

城陽市総合運動公園レクリエーションゾーン・宿泊施設アイリスイン城陽・宿泊施設プラムイン城陽等の指定管理者を下記のとおり指定したので、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出  
(2023年)

城陽市長 奥田敏晴

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
城陽市総合運動公園レクリエーションゾーン  
城陽市総合運動公園駐車場（第2駐車場、第3駐車場）  
宿泊施設アイリスイン城陽  
宿泊施設プラムイン城陽
- 2 指定管理者となる団体の名称等  
所在地 大阪府大阪市住之江区平林南2丁目11番1号  
名称 株式会社ロゴスコーポレーション  
代表者 代表取締役社長 柴田茂樹
- 3 指定の期間  
令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで

## 提案理由

城陽市総合運動公園レクリエーションゾーン・宿泊施設アイリスイン城陽・宿泊施設プラムイン城陽等の管理について、指定管理者制度による指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

## 参照条文

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略